

6 南農農政第 2 4 号  
平成 2 6 年 1 月 2 0 日

南丹市農業委員会  
会 長 野 中 一 二 三 様

南丹市長 佐々木 稔納

## 南丹市農業施策に関する建議の回答書

### 1. 災害時における支援策について

先の台風 1 8 号による農業基盤への甚大な被害は今なお爪痕が残り、今後の営農活動に多大な影響を与えることとなっている。

高齢化や零細農家が多くを占める本市の農業者にとって、精神的な苦痛に加え、復旧にかかる費用負担が重くのしかかり、営農意欲の減退を招いているところである。

農業基盤の復旧が滞ることにより、耕作放棄地の増加につながる恐れが容易に推測される状況を鑑み、各種災害復旧に係る補助制度の対象とならない事案についても、きめ細やかな対応ができる支援施策の創設を図られたい。

加えて、平成 2 5 年 1 0 月 7 日付、台風 1 8 号に伴う農業被害に関する緊急要望についても早急に十分な対策を講じられたい。

〈回答〉

台風 1 8 号による豪雨災害については、農地・農業用施設で被害箇所約 1,070 箇所、被害額で約 7 億 4 千万円、林道では 100 路線で約 3 億 8 千万円の被害、又、部分移管を受けた丹波広域基幹林道・丹波美山 2 号線も 13 箇所約 2 千 2 百万円の被害を受けております。このような被害の実態を考慮し、国庫補助事業である農林水産業施設災害復旧事業（農地・農業用施設及び林業用施設災害復旧事業）により、市が事業主体になって復旧対策に取り組んでいくものと、国庫補助事業にそぐわない復旧工事等を、地元事業主体で実施頂くものに補助金を交付するものとし、振り分けをさせて頂き、復旧対策に取り組んでいくこととしております。今後も現状を把握する中で、耕作放棄地が発生しないよう地域住民、地元農林家の皆様と調整をとりながら、引き続き、全力を挙げ復旧対策の取り組みを進めていきたいと思っております。

## 参考（市の支援制度/3事業）

### ① 土地改良施設災害復旧事業補助金

- ・対象事業は、「農地へ流入した土砂や立木の撤去」「農地の畔や土手が崩れたものの復旧」「決壊した農道や水路、ため池等の復旧」など、台風18号により被災した農業関連施設の復旧作業です。
- ・補助率は9/10、すなわち9割です。
- ・「対象事業費」の下限額は5万円、上限額は200万円です。  
（複数個所を取り纏めて申請をして頂けます）
- ・事業主体は、農家組合や水利組合等の「受益者で組織される団体」となります。

### ② 林道、作業道維持修繕事業補助金（林道及び林業作業道災害復旧事業）

- ・被災した「林道や林業作業道の復旧作業」が対象となります。（林道は、市の林道台帳に登載されているもの、作業道は、市または、森林組合の作業道台帳に登載されているものが対象となります）
- ・補助率は9/10、すなわち9割です。
- ・「対象事業費」の下限額は5万円、上限額は200万円です。
- ・事業主体は、当該林道や作業道の「受益者で組織される団体」となります。

### ③ 有害鳥獣防除施設災害復旧事業補助金

- ・対象事業は、「集落で設置された有害鳥獣防除施設の復旧」にかかるものです。
- ・対象施設は、平成24年度までに「京都府補助事業」または「国補助事業」により設置された防除施設です。
- ・補助対象経費は、防除施設の設置（復旧）に係る「資材費」です。
- ・補助率は9/10、すなわち9割です。
- ・事業主体は、農家組合等の「受益者で組織される団体」となります。

## 2. 有害鳥獣対策について

有害鳥獣による農作物への被害に対して、捕獲と防除の両面からの対策を講じられてはいるものの、今もって被害は甚大で、農業者の営農意欲の減退を招いている。

そもそも獣の住み処である山に餌がない状況が、今日の有害鳥獣における被害拡大の一因であるところから、平成23年5月に策定された「南丹市環境基本計画」における重点プロジェクトの中の「豊かな森再生プロジェクト」の初期段階で取り組むべき「広葉樹の森づくりの推進」について着実な実行をされたい。

また、平成17年度から美山町内で取り組まれた被害対策に有効とされる、里山整備によるバッファゾーン（緩衝地帯）の整備について効果を検証し、地域で積極的に整備できる環境づくりに努められたい。

〈回答〉

野生鳥獣による被害対策は、直接的な捕獲と間接的な防除だけでなく、人里と森の間の樹木を伐採し見通しを確保することにより、警戒心の強いシカやイノシシ、サルなどの野生動物を人里に近づけないようにする獣害対策、バッファゾーンの整備（緩衝地帯設置）や、生息地の奥山に野生生物のえさとなる広葉樹の植栽等、長期的な視点での環境整備も重要であります。

京都府が組織する「南丹地域野生鳥獣被害対策チーム」と連携をとる中で、事業効果を検証しながら、引き続き、更に有効な被害対策の取り組みを進めていきたいと思っております。今後も現状を把握する中で、地域住民、地元農林家の皆様の意向を踏まえながら、豊かな森林の保全に努めるため、緑の公共事業「人と野生鳥獣の共生の村づくり事業」等の森林整備事業を活用しながら、里山整備に努めていきたいと考えています。

### 3. 食育・地産地消の推進について

昨年度策定された「南丹市健康増進・食育推進計画」により様々な施策の推進が図られているところではありますが、とりわけ食育・食農教育を推進するため、次代を担う子どもたちの農業体験学習を通じ、農業への理解促進に寄与する学校教育事業について更なる積極的な支援を行われたい。

また、次年度の園部中学校をもって中学校給食も市内全てで開始されることにより、食材需要も増加することとなる。可能な限り地元産食材の年間需要量の把握に努め、年間を通じた地元生産者による供給を確保できる方策を構築し、安心安全な地場農産物の積極的な活用を行われるとともに、公平公正な納入体制を整備されたい。

〈回答〉

「南丹市健康増進・食育推進計画」を策定し、平成24年度から保健医療課を中心に、農政課・商工観光課・地域振興課・学校教育課・保育所職員で構成された庁内推進委員会を立ち上げ、本格的な食育の推進に向け市広報誌での「食育のページ」の新設、市のCATVを活用した食育の啓発番組の放映、南丹市「食育ロゴマーク」の活用等取り組みを行っております。

また、南丹市市民提案型事業において協働で、小学生を対象に農業体験学習を通じて健康や食の大切さについての取り組みを行っております。

今後も引き続き、子どもへの関心と理解を深めるための取り組みを推進致します。地元産品の活用については、年間の需要見込みや収穫時期等の情報を共有しながら、安全安心な地元産品をより活用できるようにしていきたいと思っております。

#### 参 考

##### ① 地元食材の利用状況（市内産）

###### ・野菜

園部：園部農業公社、あしたーる工房、JA園部・八木・日吉支店

八木：城山共同作業所、JA八支店

日吉：グリーン日吉、アグロス胡麻、JA日吉

美山：JA美山、田歌舎、農民組合、外田養鶏場

###### ・米

園部：JA園部 八木：原祐商店 美山：ネットワーク平屋

日吉：給食会（日吉産）H26～市内で購入予定

##### ② 地元野菜の利用方法

・特産品（水菜等）－収穫時期等を事前確認して献立化

・常用品（玉ねぎ等）－事前に収穫時期等を確認し、必要量を発注

#### 4. TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への対応について

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉への対応については、必要な情報を正確かつ速やかに提供するとともに、農産物における重要5項目の聖域化が確保できないと判断した場合には、即時、交渉から離脱するよう国・府に要望されたい。

〈回答〉

TPPは、太平洋を取り囲む国々の間で、モノやサービス、投資などが出来るだけ自由に行き来できるよう、参加各国の貿易や投資の自由化やルール作りを進めるための国際条約であり、極めて自由化度の高い包括的協定であります。交渉への対応の経過については内閣官房TPP政府対策本部から、随時、報告書や説明会が開催されております。しかし、平成25年12月25日のTPP交渉に関する説明会では課題の解決、交渉の妥結に至っていないとの報告がありました。本市におきましては、政府のTPP交渉に関する発表を注視しつつ、関税撤廃による農林水産業への打撃により、地域経済や国の食料自給率に大きな影響が働かないよう、農林水産省、京都府と連携を図って参りたいと考えております。また、TPPの影響に関わらず、中山間地域における農業については、国土保全や環境等の多面的機能をより重視し、現状の支援制度を継続していく必要があると考えております。政府においては、経営所得安定対策の見直し及び、競争力強化に資する補助金等の改革が講じられると聞いております。今後は、国の新たな制度設計についても注視していきたいと思っております。

## 5. 土砂災害特別警戒区域指定への対応について

山間部では、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」により、「土砂災害特別警戒区域」に指定され、開発行為や建築物の構造規制といった所有者側の制限がある区域が数多く存在する。

地域の農地を守る担い手農家の居住地確保のみならず、集落存続の観点からも、移転に際しての支援措置はあるものの、様々な事由により移転も出来ない居住者に対する既存建築物の保護に関する支援施策の創設を国・府に要望されたい。

〈回答〉

平成20年度から本市においては、土砂災害防止法に基づき、土砂災害（急傾斜地、土石流等）の危険個所に係る基礎調査が京都府によって実施され、調査結果を集落ごとに説明会によって公表されているところです。併せて、本市では土砂災害に備えた避難について、調査地区ごとに検討いただくためのマニュアル整備についても、説明し提案しているところであります。

京都府南丹土木事務所管内の土砂災害防止法に基づく基礎調査については、平成25年度で完了する予定であり、平成26年度に全てが公表されることとなり、京都府とも調整し、危険度の緊急性を鑑み、優先順位の高い地域から事業化の必要性を感じています。一方で、ソフト対策として、土砂災害特別警戒区域に指定される集落、家屋は園部町、八木町の市街地を除き、そのほとんどが対象となり大雨警報等が発表されれば、警戒避難体制をとらなければなりません。土砂災害のハード対策については、既存の砂防堰堤や急傾斜地事業の活用はもちろん、もう少し小回りのきく防護対策事業が必要であり、各建築物に対しての防護措置よりも、背後の裏山や谷筋に対して、災害を最小限度食い止めるような事業の創設を要望しており、南丹市としても、再度京都府や国に対して要望してまいります。中山間地域で過疎化が進行してしまえば、山や川、そして農地が荒廃しひいては逆に土砂災害の危険度が大きくなることから、人口流出に歯止めをかけるため、土砂災害特別警戒区域に指定されている区域から個人が同一集落内に移転を考えられる場合の移築について、都市計画、建築基準法、農地法、農振法等法整備についても、整合ある取り組みの必要性を感じます。